

一般社団法人岡山県作業療法士会  
賛助会員規程

平成 24 年 4 月 1 日

(賛助会員)

第 1 条 一般社団法人岡山県作業療法士会定款第 5 条第 2 号及び第 6 条第 2 項に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人又は法人は、施行規則別記第 2 号様式の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て本会の賛助会員になることができる。

(賛助会員の会費)

第 2 条 賛助会員を A 会員、B 会員に区別し、会費を次のとおりとする。

A 会員 年額 5 万円以上 (1 口 1 万円で 5 口以上)

B 会員 年額 3 万円以上 (1 口 1 万円で 3 口以上)

会費の納入は原則として、当該年度の 6 月末日までとする。

(賛助会員の特典)

第 3 条 賛助会員である法人は、次の特典を受けることができる。

(1) 本会が主催する学会、研修会等で展示備品のある場合には、次の展示空間を無償で利用することができる。

A 会員 2 コマ

B 会員 1 コマ

但し、設営にかかる実費は、当該賛助会員の負担とする。

(2) 本会が発行する機関誌・紙に広告を掲載する場合は、掲載料金につき次の特典を受ける。

A 会員 1/2 頁 無料

B 会員 1/4 頁まで無料 (1/2 頁においては半額とする)

※広告料金 1/2 頁…5,000 円、1/4 頁…2,500 円

(3) 作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から指導、助言を受けることができる。

(4) 会員が求める広報活動等において特段の配慮を受けることができる。

(募金の制限)

第 4 条 本会は、本会が主催する学会、研修会等に際し、賛助会員に寄付を求めないことを原則とする。

(規定の変更)

第 5 条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附則

この規程は、設立許可日から施行する。

2021 年 1 月 21 日 改定